

### 軽度者(要支援、要介護1)に対する対象外種目の貸与判断基準

※自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)については要支援、要介護1・2・3の利用者が対象です。

※軽度者の対象外種目を貸与できるかの判断は、基本的に認定調査票の基本調査部分で行います。

対象外種目	貸与条件	厚生労働大臣が定める者のイ		厚生労働大臣が定める者のイ に該当する基本調査結果	
				確認箇所	確認内容
ア 車いす及び 車いす付属品	(1) または (2) に該当	(1)	日常的に歩行が困難な者	1-7	「3. できない」に○がついているか
		(2)	日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当なし	主治医からの情報+サービス担当者会議(福祉用具専門相談員参加)によりケアマネが判断 ⇒サービス担当者会議の内容を記録し残しておくこと
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	(1) または (2) に該当	(1)	日常的に起き上がりが困難な者	1-4	「3. できない」に○がついているか
		(2)	日常的に寝返りが困難な者	1-3	「3. できない」に○がついているか
ウ 床ずれ防止用具及び 体位変換器	右記に該当	日常的に寝返りが困難な者		1-3	「3. できない」に○がついているか
エ 認知症老人徘徊 感知機器	(1) と (2)の両方が該当	(1)	意思伝達 介助者への反応 記憶、理解 のいずれかに障害がある者  (右記の3つのうち1つ	3-1	「2. とどきき伝達できる」 「3. ほとんど伝達できない」 「4. できない」 のいずれかに○がついているか
				3-2 から 3-6	6個の質問のうち、いずれか 「2. できない」に○がついているか
				3-8 から	17個の質問のうち、いずれか 「2. とどききある」または「3. ある」 に○がついているか

			でも該当すれば可)	4-15	その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
		(2)	移動において全介助を必要としない者	2-2	「1. 介助されていない」または「2. 見守り等」または「3. 一部介助」に○がついているか
オ 移動用リフト  (つり具の部分を除く)	(1) または (2)  または (3) に該当	(1)	日常的に立ち上がりが困難な者	1-8	「3. できない」に○がついているか
		(2)	移乗が一部介助または全介助を必要とする者	2-1	「3. 一部介助」または「4. 全介助」に○がついているか
		(3)	生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当なし	主治医からの情報+サービス担当者会議(福祉用具専門相談員参加)によりケアマネが判断 ⇒サービス担当者会議の内容を記録し残しておくこと
カ 自動排泄処理装置	(1) と (2)の両方が該当	(1)	排便が全介助を必要とする者	2-6	「4. 全介助」に○がついているか
		(2)	移乗が全介助を必要とする者	2-1	「4. 全介助」に○がついているか

平成26年度指定介護保険事業者のための運営の手引きより